

人に情報を伝えるときに注意すること

第8条 私たちは、情報を多くの人に伝えるときには、性別によって役割を決めつけたり、男女の間での暴力を正しいこととする表現や、人に迷惑をかけるようないやらしい表現をしないように注意しなければなりません。

基本計画を定めること

第9条 市長は、男女共同参画を計画的に進めるため、基本計画（※7）を定めなければなりません。

2 市長は、基本計画を定めるときは、あらかじめ春日井市男女共同参画審議会（※8）のアドバイスを聴かなければなりません。

3 市長は、基本計画を定めるときは、市民や事業者の意見を取り入れるための方法を考えなければなりません。

4 市長は、基本計画を定めたときは、すぐに発表しなければなりません。

5 前の3つのことは、基本計画を変更したときも同じです。

※7「基本計画」とは、平成14年3月に定められた「かすがい男女共同参画プラン」のことをいいます。

※8「審議会」とは、市が施策を行うときに、いろいろな立場の人が、さまざまな方面から話し合ったり、専門的に調べたりして、市にアドバイスをする組織です。

市が施策を行うときに注意すること

第10条 市が行う施策を決めたり、実施したりするときには、男女共同参画の考え方を取り入れるようにしなければなりません。

参画するチャンスを与えること

第11条 市は、家庭、地域、学校、職場などにおいて、方針や計画を考えたり、決めたりするときには、男女で扱われ方に違いがある場合は、市民や事業者と協力して、不利になっている男女のいずれか一方に対し、参画するためのチャンスを与えるように努めます。

2 市は、審議会などの委員を決めるときには、できる限り男女の委員の数を同じようにするように努めなければなりません。

市民や事業者の理解を深めるために行うこと

第12条 市は、男女共同参画を進めることについて、市民や事業者の理解を深めるため、いろいろな広報活動を行います。また、学校や公民館、家庭などにおいて、男女共同参画に関する理解を深めるための教育や学習を進めます。

市民や事業者の活動を支援するために行うこと

第13条 市は、市民や事業者が行っている男女共同参画を進める活動を支援するため、いろいろな資料や人材情報の提供などに努めます。

調査と研究

第14条 市は、男女共同参画に関する施策を行うため、必要な調査や研究をします。

男女共同参画を進めるための体制

第15条 市は、男女共同参画に関する施策を行うため、市、市民、事業者が協力できるように体制を整えます。